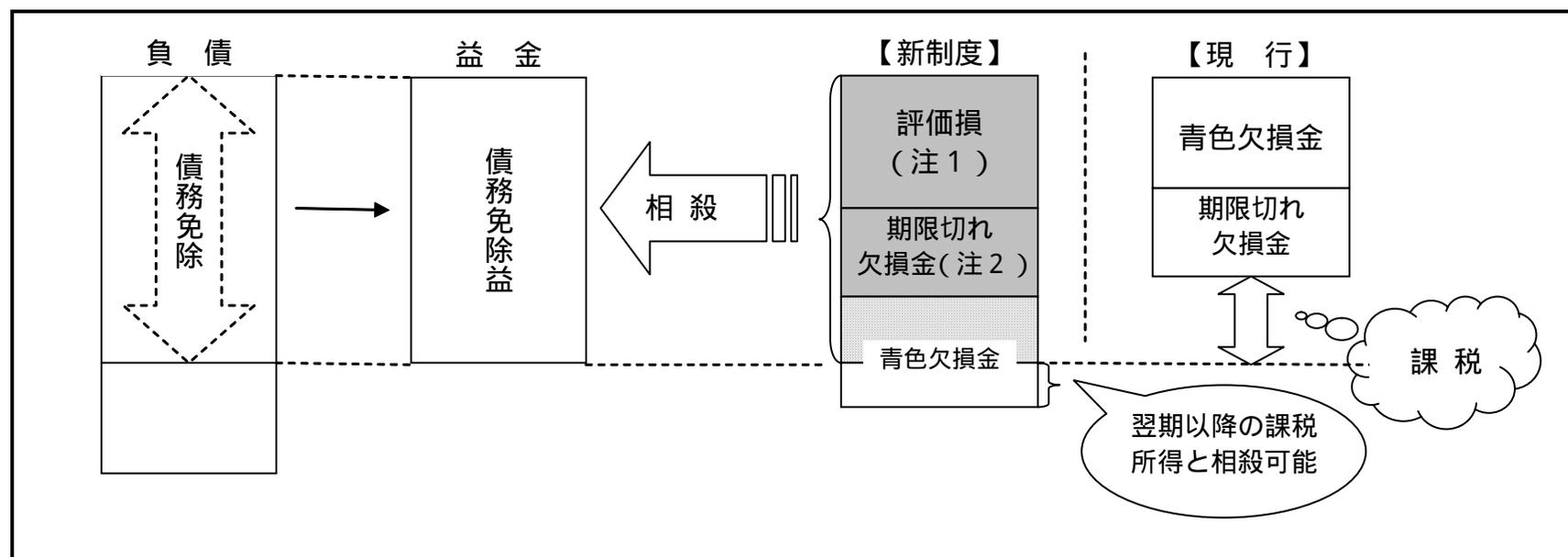


企業再生の円滑化を図るための税制措置

一定の要件を満たす私的整理において、債務免除が行われた際、資産評価損の損金算入および期限切れ欠損金の優先利用が認められる。

【改正の概要】



(注1) 評価益がある場合には、益金算入する必要がある。

(注2) 所得との相殺期限(7年)が切れた欠損金。

【効果】

債務免除益と評価損、欠損金(期限切れ、青色)の相殺が可能。

資産売却なしに損金(評価損)の計上が可能であるため、迅速な事業再生に資する。

欠損金については、期限切れ欠損金からの優先利用が認められるので、上記イメージ図のように青色欠損金を温存できるケースでは、翌期以降(再建期間中)の課税負担を抑制することが可能。